

回 答 票

八戸市医療的ケア児等コーディネーター配置業務委託に係る質問について、以下のとおり回答します。

質問番号	質問事項
1	来年度(令和6年4月～)についての委託に関してはどのような方法で行いますか？履行期間以後の業務委託の継続については現時点でどのように考えておりますか。
回答	令和6年4月以降も、当事業は継続予定です。委託方法（再度プロポーザルを実施するか、それ以外の方法とするか）に関しては、現時点では確定しておりません。
2	実施要領記載の見積上限額 年額 2,006,250 円は、委託期間 R5.11.1～R6.3.31 までにかかる費用の金額と考えてよろしかったでしょうか。 また、「年額」と記載がありますが、来年度（R6.4～）もこの事業が継続される場合、受託した法人の委託料上限は12ヶ月で2,006,250円となりますでしょうか。
回答	実施要領に掲載の上限額は、委託期間（5ヶ月間）分の費用です。来年度に関しては12ヶ月分の費用となります。来年度の委託金額につきましては、予算の関係もあることから、現時点では確定しておりません。
3	委託料の支払いはいつの時期でしょうか。 「委託期間終了後30日以内に実績報告書および収支決算書を提出」とありますので、もし委託期間終了後に一括で支払われるとすれば、受託法人側で委託期間中の経費を立て替えるという理解になりますでしょうか。
回答	委託料の支払方法につきましては、受託候補者が決定してから協議する予定です。概算払も可能とする方向で考えております。
4	見積書様式に「事務費」「その他」と記載ありましたが、具体的にはどのような品目が対象になるのでしょうか？ (例) 車両、パソコン、スマートフォン、プリンタ、制服、家賃、水道光熱費、通信費 など
回答	備品や消耗品に関しては、専ら当事業のために使用するものであれば対象です。家賃や光熱水費に関しては、当事業のための専用の場所を借りる予定であれば、全額を対象とすることが可能です。他の業務で使用している建物の一室を利用する場合は、面積等により按分した額で見積りいただきたいと考えております。
5	このコーディネーター配置業務はこれからスタートするものであれば、地域や関係機関への周知はどのように行われるのでしょうか。 もし、受託法人が行うのであれば、広告宣伝にかかる費用も経費として見積もりに含めて問題ないでしょうか。

回答	市といたしましては、事業開始時に市のホームページに掲載するほか、入院施設のある市内の医療機関に対する周知等を考えております。受託法人からも併せて広報いただいた方が効果的と考えますので、広告宣伝等を行う場合は、経費として見積もりに含めてよろしいです。
6	事業の中に「地域への啓蒙活動」とありますが、地域への研修会、講演会を開催する場合の費用は経費として見積もりに含めて問題ないでしょうか。 例：講師料、会場使用料、資料印刷代など
回答	業務内容に含まれておりますので、経費として見積もりに含めてよろしいです。
7	①八戸市がこの事業の対象としているのは、どのくらい的人数（規模）を想定しているのでしょうか。 ②特に初年度は、事業の周知が不十分で、相談実績なし、といったことも可能性としてあると考えます。相談実績がなかった場合の委託料は支払われるのでしょうか。 ③もし、相談実績がなかった場合、「活動実績なし」という報告もあり得ると思われませんが、最低限実施すべき活動実績は規定されていますか。 例：地域への啓蒙活動を期間中1回実施など
回答	①令和4年度に青森県が実施した調査によると、八戸市における医療的ケア児の人数は32人と報告されているため、32人前後の規模を想定しています。 ②庁内関係課からコーディネーターへの対応要望があるため、相談実績がないということは想定しておりませんが、事業実施後に提出いただく実績報告書及び収支決算書に基づき、業務にかかった費用は委託料として支払う予定です。 ③相談実績なしということは想定しておりませんが、事業内容のうち実施しない項目があった場合は、その事業については「活動実績なし」ということはあり得ると考えております。なお、最低限実施すべき活動実績は規定しておりません。
8	八戸市医療的ケア児等コーディネーター事業に対して、同敷地内の事業との兼務が可能とお伺いしておりましたが、その認識でよろしかったでしょうか。
回答	お見込みのとおり。コーディネーターとしての業務に支障がない場合は、他の事業等の職務に従事することは可能です。